

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し (国2)(法人税:義) (地3)(法人住民税:義、事業税:外)
2	要望の内容	<p>社会医療法人の認定が取り消された場合、法人税法第64条の4第1項の規定により、当該医療法人の認定が取り消された日前の法人税法上の収益事業以外の事業による所得の金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされている。</p> <p>救急やへき地医療の実績が要件である社会医療法人について、周辺環境の変化でその要件を満たさなくなり、認定が取り消され得た場合、認定取消のあった事業年度にそれまでの収益全額を益金算入して一括課税するのではなく、複数年(例えば認定を受けていた年数)に分けて益金算入できる仕組みを創設する。</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>(租税特別措置等により実現しようとする政策目的)</p> <p>社会医療法人が設置する医療機関は地域医療の確保について重要な役割を担っている。その経営の安定化を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に供給する。</p> <p>-----</p> <p>(政策目的の根拠)</p> <p>社会医療法人は、平成18年医療法改正において、公立病院改革が進む中で、民間の高い活力を活かしながら地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う公益性の高い医療法人として制度化された。</p>
	政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標)</p> <p>安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>(施策大目標)</p> <p>1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>(施策目標)</p> <p>1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
	達成目標及び測定指標	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標)</p> <p>社会医療法人が設置する医療機関が地域医療を継続して提供し続けることにより、地域住民に真に必要な医療提供体制を確保する。</p> <p>-----</p> <p>(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標)</p> <p>社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数</p>

			<p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)</p> <p>租税特別措置により医療機関の経営破綻を防ぐことにより、地域住民に必要な不可欠な医療を継続して提供できる。</p>
8	有効性等	適用数等	救急やへき地医療の実績が要件である社会医療法人について、周辺環境の変化でその要件を満たさなくなり、社会医療法人の認定が取り消されてしまうことが想定される。
		減収額	
		効果・達成目標の実現状況	<p>(政策目的の実現状況)(分析対象期間:平成26年4月~)</p> <p>認定が取り消され得た場合、認定取消のあった事業年度にそれまでの収益全額を益金算入して一括課税するのではなく、複数年(例えば認定を受けていた年数)に分けて益金算入できる仕組みを創設することにより、社会医療法人の経営継続の安定性を確保し、地域において必要な医療を安定的に提供できる。</p>
			<p>(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況)(分析対象期間:平成26年4月~)</p> <p>一括納税による経営破綻を未然に防ぎ、地域医療提供体制の継続を図ることができる。</p>
	<p>(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響)(分析対象期間:平成26年4月~)</p> <p>一括課税により社会医療法人が経営破綻に追い込まれ、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。</p>		
	<p>(税収減を是認するような効果の有無)(分析対象期間:平成26年4月~)</p> <p>社会医療法人が経営する医療機関は、救急医療等確保事業など公益性の高い医療を担っており、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。</p> <p>租税特別措置により、社会医療法人の設置する医療機関の経営基盤が安定化し、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。</p>		
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直しを行うものであり、補助金や規制などの他の政策手段によることなく、租税特別措置によるべき制度である。
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対し助成を行っているが、社会医療法人が設置する医療機関の経営安定化のための補助金等はない。
		地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

